



認定日本語教育機関の認定について(案)

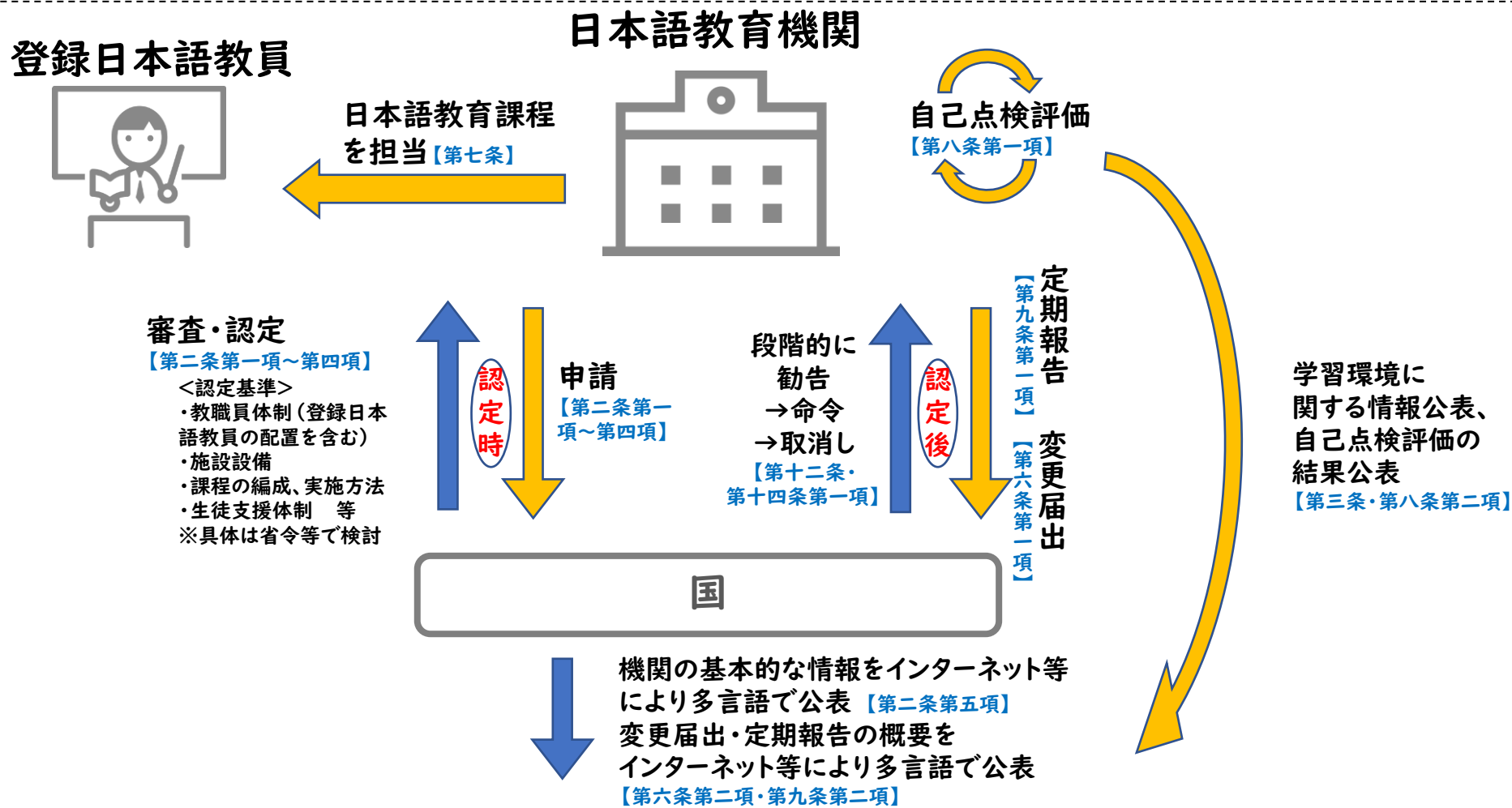
目次

1. 制度概要・審査手順・設置者要件等
2. 留学のための課程
3. 就労のための課程・生活のための課程

1. 制度概要・審査手順 ・設置者要件等

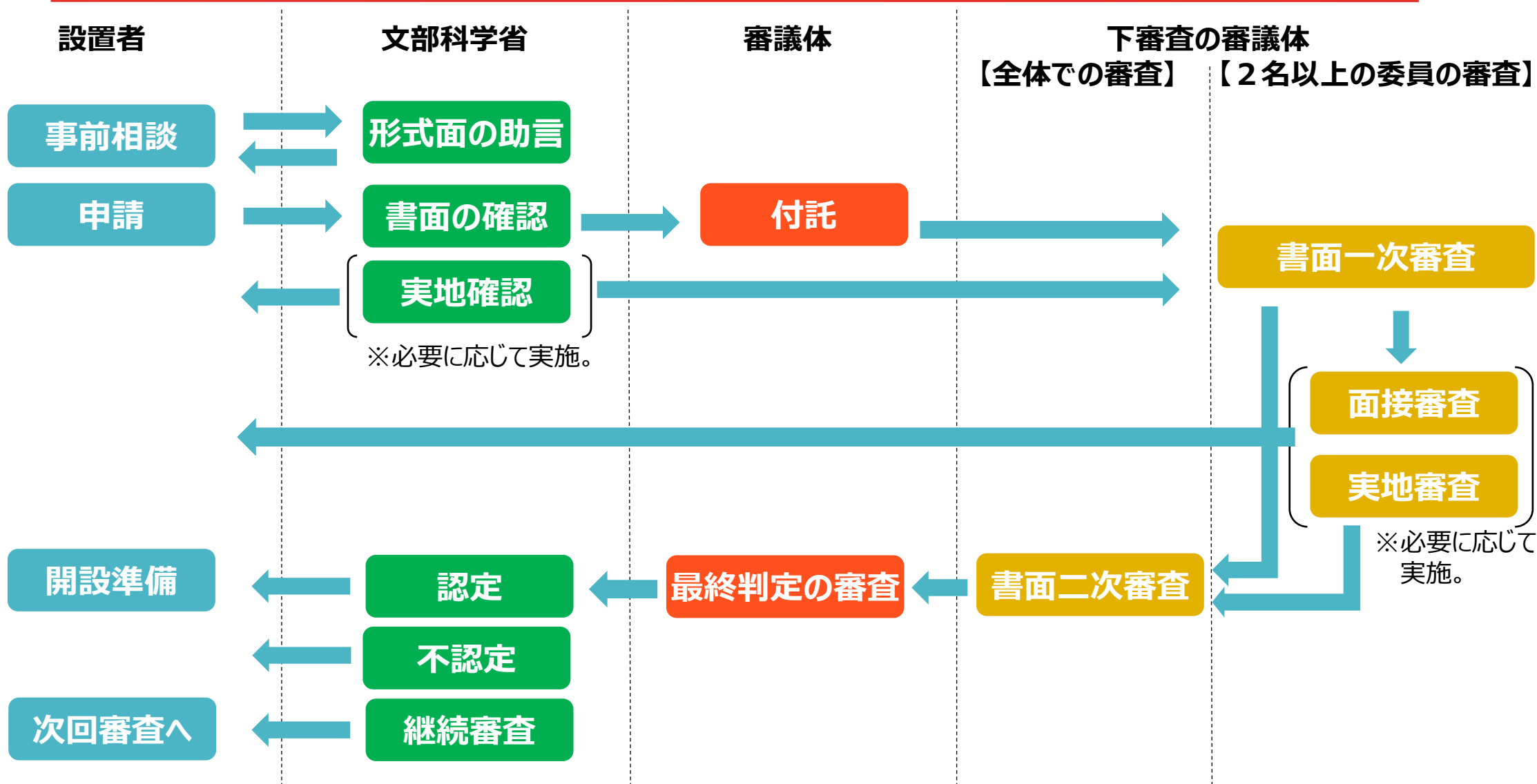
認定日本語教育機関制度の概要

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。



社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）

日本語教育機関の認定審査手順のイメージ図（案）



※直近の審査で「継続審査」の判断を受けた場合を除き、申請には事前相談を必須とする。

※年2回の審査を想定しており、不認定の判断を受けた場合、当該審査の次の審査のための前相談・申請の期限には間に合わないため、再度の申請を希望する場合は、次々回での申請に向けた準備をすることとなる。

※収容定員数の増加、日本語教育課程の新設・変更に係る変更の届出に当たっては、上記に準じた審査を行い、法令への適合性を判断する。

※認定は日本語教育機関を設置する法人又は個人に対して行うものであり、事業譲渡や継承等に伴い設置者が変更となった場合、新しい設置者が申請を行い認定を受ける必要がある。

認定日本語教育機関の設置者の要件

○認定を受けようとする日本語教育機関の設置者が、イ又はロに掲げるもののいずれかであること。（法第2条第3項第1号）

イ 国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ （1）から（3）までのいずれにも該当するもの（イに掲げるものを除く。）

※点線枠内は審議会で策定予定の「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項（案）」での記載。以下同じ。

（1）日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

イ 設置者が、当面（1年以上が望ましい）の運用資金を保有しており、かつ、設置者として債務超過の状態となっていないこと。なお、かつて債務超過の状態となっていた場合には、当面の運用資金を保有していることに加え、債務超過が解消したことが年次決算報告から確認されるとともに、その後も債務超過の状態となっていないことが年次決算報告又は中間決算報告から確認でき、かつ、その間の営業利益が黒字であること。

ロ 設置者が、生徒の募集や入学手続きの支援等のために第三者に仲介料等の費用を支払っている場合、安定かつ継続して質の高い日本語教育課程を実施する観点から、生徒一人当たりについて支払う当該費用の額が、日本語教育機関が生徒から徴収する授業料等の額と比較して、相当程度高額でないこと。

ハ 設置者が日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を営み、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。その際、日本語教育機関としての収益は日本語教育機関の経営に充てられることが基本であり、他の事業等に充てられる場合には、日本語教育機関の運営に支障がないか個別の事情を慎重に審査すること。

（2）日本語教育機関を営みするために必要な知識又は経験を有すること（法人にあっては、認定を受けようとする日本語教育機関の経営を担当する役員が、当該知識又は経験を有すること。）。

次の事項等を含む適正な事業運営を行うために必要な日本語教育に関する総合的な識見及び財務・経営上の知識等を確認することとする。

イ 明確な開校理念

ロ 提供する教育内容等に関する経営方針

ハ 適正な組織や施設等を措置する事業計画

ニ 関係する法令や政策文書（日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的（第1条）や理念（第3条）等を含む。）への理解

認定日本語教育機関の設置者の要件

(3) 社会的信望を有すること（法人にあっては、認定を受けようとする日本語教育機関の経営を担当する役員が、社会的信望を有する者であること。）。

次のいずれにも該当していないことを確認することとする。

- イ 他の日本語教育機関であって、契約に基づき教育を提供すべき生徒がいるにもかかわらず、日本語教育機関としての活動を行わず、生徒に損害を与えたものの設置者、日本語教育機関の経営を担当する役員又はこれに加担した者
- ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8又は第76条の2の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ハ 授与されている免許状が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項（第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定により効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ニ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- ホ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ヘ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ト 外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可又は入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは入管法第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者
- チ 入管法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者
- リ ト又はチに掲げるほか、外国人の出入国若しくは在留又は留学生の在籍管理に関し不正な行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者
- ヌ 他の日本語教育機関であって入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号。以下「留学告示」という。）別表第1から日本語教育機関の告示基準に違反したことにより抹消され、当該抹消の日から5年を経過しないものの設置者又はその設置者であった者

○次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。（法第2条第4項）

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- ② 法第14条第1項又は第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ③ 法人であって、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

認定日本語教育機関認定基準の概要

I. 総則

⇒ 趣旨、基本組織等

II. 教員及び職員の体制

⇒ 校長、主任教員、教員数等

III. 施設及び設備

⇒ 校地、校舎、教室、設備等

IV. 日本語教育課程

⇒ 日本語教育課程の目的、修業期間、授業時数、授業科目、入学者募集、生徒数等

V. 学習上及び生活上の支援体制

⇒ 生活指導担当者、健康診断、在留の継続に必要な支援体制等

I. 総則

- 認定基準は認定を受けるのに最低の基準。日本語教育について不断の見直しを行い、水準の維持向上に努めること。（認定基準第1条第2項・第3項）
- 認定の審査は、「留学のための課程」、「就労のための課程」、「生活のための課程」の別に行う。
 - 「留学のための課程」：主として我が国の大学、高等専門学校又は専門学校において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語能力を習得するための教育を行うことを目的とした日本語教育課程
 - 「就労のための課程」：主として我が国において就労する者に対し、就労に必要な水準の日本語能力を習得するための教育を行うことを目的とした日本語教育課程
 - 「生活のための課程」：我が国に居住する者に対し、日常生活に必要な水準の日本語能力を習得するための教育を行うことを目的とした日本語教育課程
- （認定基準第2条、第16条第1項）
- 大学・専修・各種学校等の日本語教育課程以外の課程を置く機関は、日本語教育を実施するための基本組織を置くこと。（認定基準第3条）

2. 留学のための課程

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）

II. 教員及び職員の体制

○校長を置くこと（複数機関兼ねる場合は副校長を置くこと。）。（認定基準第4条）

主な要件：認定機関の運営に関し必要な識見、教育に関する業務の原則5年以上の経験、社会的信望を有すること

※機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、学長、センター長など呼称は問わない。

- ✓ 校長（呼称は問わない）について、「認定機関の運営に関し必要な識見」を審査する際は、次の点を確認することとする。
 - イ 関係法令に関する識見があるか（日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的（第1条）や理念（第3条）への理解や、関係する政策文書への理解を含む。）
 - ロ 職員の人事管理に関する事務の識見があるか（職員の配置や分掌を指し、設置者の行う採用等ではない。）
 - ハ 生徒管理に関する事務の識見があるか
 - ニ 施設・設備の保安全管理に関する事務の識見があるか
 - ホ その他日本語教育機関の運営に関する事務の識見があるか（日本語教育機関に限らない教育機関の運営に関する事務の見識に基づき確認。）
- ✓ 校長について、「教育に関する業務の経験」を確認する際は、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校（専修学校及び各種学校を含む。）の教員としての経験のみならず、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校の経営者や理事、総務課長など教員以外の役職、学生管理・生活指導も含め、国内での業務経験に限らず確認を行う。なお、学校ではない保育所や学習塾などは、教育に関する業務とは認められない。
- ✓ 必ずしも、校長・副校長のどちらか若しくは両方が常勤である必要はないが、どちらか若しくは両方が常勤でない場合は、校長と副校長の連携等適切な管理体制の整備が行われているか確認することとする。この際、常勤とは、認定日本語教育機関で教育活動が実施されている時間のうち、校長・副校長が勤務している時間・業務内容の実態から判断する。
- ✓ 校長、主任教員、事務を統括する職員、生活指導担当者の「社会的信望を有すること」については、設置者の要件に関する法第2条第3項第1号の（3）と同様の点について確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）

○主任教員を置くこと。（認定基準第5条）

主な要件：教育課程編成や他の教員の指導に必要な知識・技能、当該機関の本務等教員であること、本務等教員の3年以上の経験、社会的信望を有すること

※コーディネーターなど各機関における呼称は問わない。

- ✓ 主任教員について、「教育課程の編成や他の教員の指導に必要な知識・技能を有すること」については、日本語教育課程、教員の研修計画、そのほか生徒への日本語教育に関する学習指導について、他の教員の監督を行うにふさわしい知識・技能を有するかどうか確認することとする。
- ✓ 校長と主任教員に求められる業務内容の違い及びそれぞれが果たす役割の重要性に鑑み、校長と主任教員はそれぞれ別の者が担うことを基本として確認する。各機関の事情により校長と主任教員を同じ者が担当する場合には、同一の者が校長と主任教員を兼務しなければならない事情の妥当性を慎重に審査する。具体的には、担当授業時数の上限の目安を踏まえることはもとより、当該者は基本的に授業を担当しないこととすることや、担当するとしても数コマに限るなど、校長と主任教員に求められる役割が十全に果たされる配慮がなされているか確認することとする。
- ✓ 校長と主任教員がともに授業を担当する場合、機関の管理や危機管理等の観点から、原則として両者が同時刻の授業を担当しないことや、やむを得ず同時刻の授業を担当する場合にはその時間帯に危機管理等を担える体制を備えていることを確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）

- 教員数は、当該機関の留学のための課程（以下「留学」の課程という。）全体の収容定員20人に1人以上（各機関の最低数3人）。（認定基準第6条第1項）
- 本務等教員数は、当該機関の「留学」の課程全体の収容定員40人に1人以上（各機関の最低数2人）。ただし、大学又は専門学校が認定を受ける場合で、当該大学又は専門学校の日本語教育課程以外の教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合、上記収容定員40人以下の際の最低数を1人とする。（認定基準第6条第2項）
- 「本務等教員」とは、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営について責任を担う教員であって、専ら当該認定日本語教育機関の教育に従事するもの、又はこれと相当する業務を担当し、かつ、本務として当該認定日本語教育機関の教育に従事するものを指す。

※具体的な教員が本務等教員に当たるかどうかは、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断する。
※上記「責任を担う」とは、例えば日本語教育課程の運営の場合、教育課程の運営の責任者である必要はなく、課程の編成会議に参加するなど、運営の一端を担っていることを指す。

- ✓ 本務等教員は、当該認定日本語教育機関の日本語教育課程に関する業務を行うことを本務としている教員をいうため、2つ以上の認定日本語教育機関で本務等教員となっていないことを確認することとする。また、本務等教員であるかどうかについては、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容、他の職業に就いているか否か、就いている場合はその業務の量及び内容などによって総合的に判断し、確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）

○教員 1 人当たりの担当授業時数は、週25単位時間以内で適切に定める。（認定基準第 7 条）

✓ 教員 1 人当たりの担当授業時数については、指導経験や職務内容の状況により、質の確保の観点から適正な時数であるか、最大限次の上限を目安に確認することとする。

イ 教員（日本語指導歴 1 年以上の者。） 25 単位時間

ロ 教員（日本語指導歴 1 年未満の者。） 20 単位時間

ハ 校長、副校長又は主任教員 20 単位時間

ニ 校長又は副校長と主任教員を兼ねる者 10 単位時間

※イについては、最大で午前クラス（4 授業）又は午後クラス（4 授業）+αを週 5 日担当する等を想定

※ロ・ハについては、最大で午前クラス（4 授業）又は午後クラス（4 授業）どちらかを週 5 日担当する等を想定

※ニについては、最大で午前クラスと午後クラスの 1 授業ずつを週 5 日担当する等を想定

○事務を統括する職員を置くこと。（認定基準第 8 条）

○情報公表や自己点検評価等を実施するための体制を備えること。（認定基準第 9 条）

✓ 点検及び評価に必要な体制を整備するに当たっては、責任者の配置や評価委員会等の内部質保証体制を整えた上で、根拠に基づいた点検及び評価を実施するルール策定等適切な体制が整理されていることを確認することとする。

○授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制を備えること。（認定基準第 10 条）

※上記研修には、機関内外での研修に加え、機関内で初任者等を対象とした組織的・計画的なOJTなども含む。

✓ 「授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制」について、機関内外での研修に加え、OJTを含む年間研修計画や、キャリア形成を図るための系統的・段階的な人材育成計画があるか確認することとする。

✓ 各認定日本語教育機関が目的とする日本語教育の実現のため、教員はすべて設置者及び校長の指揮命令下で、それらの者との連携して組織的な教育活動に従事する必要があることから、教員と設置者との間にこれを可能とする契約が締結されることを確認することとする。

Ⅲ. 施設及び設備

○校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。（認定基準第11条）

- ✓ 校地及び校舎の位置及び環境については、同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであることを確認することとする。また、校舎は、日本語教育の適正・効果的な実施のため、授業を行う建物として社会通念上必要と考えられる構造や耐震性等を備えるものであることを確認することとする。

○校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有、かつ、負担付きでないか、以下のいずれかに相当するものであること。（認定基準第12条、告示第1条）

- ①国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
- ②校地の半分以上が自己所有で、その他の部分について設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
- ③専修学校、各種学校であること
- ④設置者が国、自治体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①～③と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること

- ✓ 校地や校舎の自己所有の例外のうち、教育機関を10年以上運営する者について、賃借等による校地や校舎を使用する場合には、過去10年以上にわたり認定日本語教育機関に相当する実施形態で教育機関を運営してきた経験を有すること、自己所有しないこと理由、賃借等により校地や校舎を継続して使用できる権利の期間、申請者の資産状況等を踏まえて総合的にその適正性を確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）

○校舎は、教室・教員室・事務室・図書室・保健室等を設けること。（認定基準第13条第1項）

- ✓ 校舎に備えるべき施設として、トイレには、在籍する生徒数に応じた数の大便器及び小便器を備えるものとし、男女均等（※）に割り振られていることが望ましいとの観点から確認することとする。
※利用に差し支えのない場合には共用のものを含む。

○校舎面積は、115㎡以上かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上。各校舎間は概ね800m以内、かつ、3カ所以内。（認定基準第13条第2項・第3項）

○校舎は、自己所有かつ負担付きでないか、それに相当するもの（校地と同様）であること。（認定基準第13条第4項、告示第2条）

○教室は、必要な数・環境を備え、机・椅子・黒板等を備え、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上。（認定基準第14条）

- ✓ 教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のない教室（地下に設けられた建築基準法（昭和25年法律第201号）第29条に規定する技術的基準に適合する学校の教室その他これと同等の構造及び設備を有する地下の教室を除く。）ではないことについて確認することとする。ただし、地下の教室であっても、からぼりなどにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法における地階の教室としての技術的基準を満たしている場合には認められることとする。
- ✓ 教室に必要な机、椅子、黒板等の設備については、授業に当たり安定的かつ専用で使用できれば、必ずしも自己所有でないものも認めることとして確認することとする。なお、認定基準に例示されている設備について、黒板をホワイトボードで代替するなど、必ずしも例示された通りの設備を求めるのではなく、機能として十分な設備が備わっているかどうかを確認することとする。

○必要な種類及び数の視聴覚機器、図書等を備えること。（認定基準第15条）

IV. 日本語教育課程

○「留学」の課程は、各課程の目指す「留学」の目的に沿った日本語能力を習得することを目的とすること。B2以上の課程を1つ以上置くこと。（認定基準第16条）

○修業期間は1年以上。ただし、以下のいずれにも該当する課程は6か月以上でも可とする。（認定基準第17条、告示第3条）

①他にB2以上、かつ、修業期間1年以上の課程を置いている機関が設置する課程であること

②B2以上を目標に設定していること

③授業時数が380単位時間以上であり、かつ、卒業要件として380単位時間以上の授業科目の履修を要件としていること

④生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であると認められる機関が置く課程であること

✓ 修業期間が6か月以上（1年未満）の課程について、当該課程が目標とする日本語能力をはじめ、当該課程で習得させることとしている知識・技能を身に付けさせ、短期間で当該課程の目的が達成されるために十分な教育内容となっているか、確認することとする。

○修業期間の始期・終期は校長が定める。始期は年4回以内。終期は、大学等の入学や就職を目的とする課程の場合、入学や就職の時期を勘案して適切に定める。（認定基準第18条）

✓ 修業期間の始期に関し、定められた始期以外には入学者の募集を行わないこととしていることを確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）

- 1年の授業を行う期間は、原則35週にわたること。（認定基準第19条）
- 授業時数は、1年にわたり760単位時間以上（1単位時間は45分以上）。ただし、修業期間を1年未満とする場合、その修業期間に応じて授業時数を減ずることができる。（認定基準第20条第1項、第21条）
また、以下のいずれにも該当する日本語教育課程以外の科目を履修させることで、160単位時間を上限に、上記最低授業時数（修業期間1年未満の場合を除く。）に参入することができる。（認定基準第20条第2項）
 - ① 大学又は専門学校である認定日本語教育機関が開設する科目であること
 - ① アカデミック・ジャパニーズの修得に資する科目など、履修することにより学部や学科での学修における日本語の言語運用能力の涵養に繋がる内容の科目（学部等の基礎科目、初年次教養科目等）であること
 - ② 認定機関内において日本語教育課程との体系制を考慮して実施されるものであること
 - ③ 登録日本語教員が当該科目の補助者として生徒への支援に当たること
- 1週間当たり20単位時間以上、原則午前8:00～午後6:00に授業をすること。（認定基準第20条第3項・第4項）

- ✓ 修業期間が1年未満の場合や1年を超える場合、授業期間や授業時数について、1年に換算した場合に必要な期間や時数が定められているか確認することとする。
- ✓ 大学や専門学校である認定機関が、アカデミック・ジャパニーズの修得に資する科目等を実施し、日本語教育課程の授業時数に算入する場合においては、生徒が当該科目等を履修するために支障のない日本語能力を有することを要件とするとともに、特にB2相当に満たない日本語能力の生徒に履修させる場合には、登録日本語教員が常に支援に当たることができる体制としていることを確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）

○各課程の目的及び目標に応じ、生徒の日本語能力に応じて適切な授業科目を体系的に開設すること。（認定基準第22条

第1項）

※各課程の目標にかかわらず、個別の生徒のレベルに応じ、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本語能力の習得に向けた指導をすることができる。

○各授業科目は、担当能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること。（認定基準第22条第2項）

○課程全体の中で「聞く」・「読む」・「話す（会話）」・「話す（発表）」・「書く」のすべてを盛り込むこと。（認定基準第22条第3項）

○上記授業時数以上の日本語教育に加え、日本語教育課程における学習（授業時間外に必要な学習を含む。）に支障のない範囲内で専門教育等の科目を開設可能。（認定基準第22条第4項）

※上記専門教育等は登録日本語教員以外が担当可能であり、同時に授業を行う生徒数なども柔軟な対応が可能。

○修了の要件は、760単位時間×修業期間の年数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること。（認定基準第28条）

※大学又は専修学校である認定機関が最低授業時数を減じた場合はその単位時間数。

✓ 授業科目に関する基準、修了要件に関する基準への適合性の確認は、「教育課程編成のための指針」に基づき行うこととする。

○収容定員数は、以下に定める要件を満たして適切に定めること。（認定基準第24条第1項～第4項）

●新規の機関は当初100人以下、以降1年を経過するごとに1.5倍まで増加可（実員が定員の8割以上いることが要件）。

※収容定員を増加する際は認定基準等関係法令への適合が当然求められるが、特に生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であることが実績から確認される必要がある。

●現行の法務省告示機関は現有の、また、一定の確認を経た大学については実績を踏まえた収容定員数を認める。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）

- 原則、機関が設置する「留学」の課程全体の収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。（認定基準第24条第5項）

※例えば、1年の「留学」の課程（収容定員50人）と2年の「留学」の課程（収容定員50人）を置く場合、実員としては、1年の課程に70人、2年の課程に30人でも合計は100人のため問題ない。ただし、入学（入国）の時点で各生徒がどの課程に入るか確定させる必要がある。また、ある課程の実員が収容定員を上回ったことにより当該課程のクラス数が増加する場合等にはその分の教室等の施設や設備が必要となることに留意が必要。

- 同時に授業を行う生徒数は20人以下。ただし、生徒の日本語能力、教室の広さ等の施設・設備の環境に照らして、教育に支障がない講義形式により行う授業はこの限りでない。（認定基準第24条第6項）

- 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。（認定基準第25条第1項）

※感染症の拡大や災害時等において、対面による授業が困難な場合、臨時的な措置として、対面に相当する効果を有する遠隔授業を実施することは問題ない。
※対面授業にゲストスピーカー等がオンラインで参画することは妨げない。

- 入学者の募集に当たり、情報の提供を適切な方法により確実に行うこと。（認定基準第26条）

- 入学を希望する者の日本語能力や学習意欲等を試験等適切な方法により、確認すること。（認定基準第27条）

※機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。（通知等で明示化）
※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。

V. 学習上及び生活上の支援体制

○母語支援等の学習に困難を抱える生徒の支援のために必要な体制を整備すること。（認定基準第29条）

※機関内での体制を整備した上で、地域の関係機関との連携や、ICTを活用した母語支援等も活用可能。

○生徒の出席状況を的確に把握し、指導する体制を整備すること。（認定基準第30条）

○災害等で教育を継続することが困難な事態に備え、転学支援の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置を講じていること。（認定基準第31条）

○生活指導や進路指導を担う生活指導担当者を置くとともに、機関が所在する地方公共団体等の公的機関との連携を行うための体制を有すること。（認定基準第32条）

※生活指導担当者は、地方公共団体等の適切な相談窓口へつなぐ役割を果たすなど、地方公共団体等の公的機関との連携を行うための体制において中心的役割を担うことも想定される。

✓ 生活指導担当者については、単に生活指導担当者を定めれば足りるというものではなく、実質的に生活指導や進路指導を行うことのできる体制を整えられているかどうか確認することとする。また、生活指導については、来日して間もないうちから行う必要があることから、適切な生活指導を行う体制といえるためには、生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを確認することとする。

○健康診断を行うことその他保健に必要な措置を講じる体制を整備すること。（認定基準第33条）

✓ 上記体制としては、生徒の健康の保持増進を図るため、年1回以上健康診断を実施することとしていることを確認することとする。その際、健康診断における具体的な検査項目は、各日本語教育機関の判断に委ねられるものであるが、学校における健康診断と同様に生徒の健康管理のために行うものであるため、学校保健安全法施行規則第6条に定められている検査項目に準じて行われることが望ましいとの観点から確認することとする。

○生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制を整備すること。（認定基準第34条）

3 . 就労のための課程・ 生活のための課程

II. 教員及び職員の体制

○校長を置くこと（複数機関兼ねる場合は副校長を置くこと）。（認定基準第4条）

主な要件：認定機関の運営に関し必要な識見、教育に関する業務の原則5年以上の経験、社会的信望を有すること

※機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、学長、センター長など呼称は問わない。

- ✓ 校長（呼称は問わない）について、「認定機関の運営に関し必要な識見」を審査する際は、次の点を確認することとする。
 - イ 関係法令に関する識見があるか（日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的（第1条）や理念（第3条）への理解や、関係する政策文書への理解を含む。）
 - ロ 職員の人事管理に関する事務の識見があるか（職員の配置や分掌を指し、設置者の行う採用等ではない。）
 - ハ 生徒管理に関する事務の識見があるか
 - ニ 施設・設備の保安全管理に関する事務の識見があるか
 - ホ その他日本語教育機関の運営に関する事務の識見があるか（教育機関の運営に関する事務の見識に基づき確認。）
- ✓ 校長について、「教育に関する業務の経験」を確認する際は、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校（専修学校及び各種学校を含む。）の教員としての経験のみならず、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校の経営者や理事、総務課長など教員以外の役職、学生管理・生活に加え、公民館等の社会教育施設、職業能力開発校等の職業教育施設、保育所等、広く教育機関に関する経験も含め、国内での業務経験に限らず確認を行う。なお、一定規模の組織を有しない学習塾などは、ここで求める教育に関する業務とは認められない。
- ✓ 必ずしも、校長・副校長のどちらか若しくは両方が常勤である必要はないが、どちらか若しくは両方が常勤でない場合は、校長と副校長の連携等適切な管理体制の整備が行われているか確認することとする。この際、常勤とは、認定日本語教育機関で教育活動が実施されている時間のうち、校長・副校長が勤務している時間・業務内容の実態から判断する。
- ✓ 校長、主任教員、事務を統括する職員、生活指導担当者の「社会的信望を有すること」については、設置者の要件に関する法第2条第3項第1号の（3）と同様の点について確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）

○主任教員を置くこと。（認定基準第5条）

主な要件：教育課程編成や他の教員の指導に必要な知識・技能、当該機関の本務等教員であること、本務等教員の3年以上の経験、関係者との連携に必要な知識・経験、社会的信望を有すること

※コーディネーターなど各機関における呼称は問わない。

- ✓ 主任教員について、「教育課程の編成・他の教員の指導に必要な知識・技能」を有することについては、日本語教育課程、教員の研修計画、そのほか生徒への日本語教育に関する学習指導について、他の教員の監督を行うにふさわしい知識・技能を有するかどうか確認することとする。
- ✓ 「関係者との連携に必要な知識・経験」を有することについては、就労・生活分野の課程を設置する認定機関の主任教員として、企業や自治体等と連携した日本語教育課程の編成などコーディネーターとしての知識・技能を有することを確認することとする。
- ✓ 校長と主任教員に求められる業務内容の違い及びそれぞれが果たす役割の重要性に鑑み、校長と主任教員はそれぞれ別の者が担うことを基本として確認する。各機関の事情により校長と主任教員を同じ者が担当する場合には、同一の者が校長と主任教員を兼務しなければならない事情の妥当性を慎重に審査する。具体的には、担当授業時数の上限の目安を踏まえることはもとより、当該者は基本的に授業を担当しないこととすることや、担当するとしても数コマに限るなど、校長と主任教員に求められる役割が十全に果たされる配慮がなされているか確認することとする。
- ✓ 校長と主任教員がともに授業を担当する場合、機関の管理や危機管理等の観点から、原則として両者が同時刻の授業を担当しないことや、やむを得ず同時刻の授業を担当する場合にはその時間帯に危機管理等を担える体制を備えていることを確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）

- 教員数は、当該機関の就労のための課程（以下「就労」の課程」という。）又は生活のための課程（以下「生活」の課程」という。）それぞれごとに合計した同時に授業を受ける生徒20人に1人以上（各機関の最低数3人）。（認定基準第6条第1項）
- 本務等教員数は、当該機関の「就労」の課程又は「生活」の課程それぞれごとに合計した同時に授業を受ける生徒40人に1人以上（各機関の最低数2人）。ただし、大学又は専門学校が認定を受ける場合で、当該大学又は専門学校の日本語教育課程以外の教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合、上記同時に授業を受ける生徒40人以下の際の最低数を1人とする。（認定基準第6条第2項）
- 「本務等教員」とは、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営について責任を担う教員であって、専ら当該認定日本語教育機関の教育に従事するもの、又はこれと相当する業務を担当し、かつ、本務として当該認定日本語教育機関の教育に従事するものを指す。

※具体的な教員が本務等教員に当たるかどうかは、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断する。
※上記「責任を担う」とは、例えば日本語教育課程の運営の場合、教育課程の運営の責任者である必要はなく、課程の編成会議に参加するなど、運営の一端を担っていることを指す。

- ✓ 本務等教員は、当該認定日本語教育機関の日本語教育課程に関する業務を行うことを本務としている教員をいうため、2つ以上の認定日本語教育機関で本務等教員となっていないことを確認することとする。また、本務等教員であるかどうかについては、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容、他の職業に就いているか否か、就いている場合はその業務の量及び内容などによって総合的に判断し、確認することとする。その際、「就労」や「生活」の課程については、週1回や平日夜間1コマのみ等の様々な実施形態があり、日本語教育課程の編成や実施が適正に行われることが確認できれば、本務等教員の雇用形態や勤務時間は多様な実施形態に応じたものを可能とする。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）

○教員 1 人当たりの担当授業時数は、週25単位時間以内で適切に定める。（認定基準第 7 条）

- ✓ 教員 1 人当たりの担当授業時数については、指導経験や職務内容の状況により、質の確保の観点から適正な時数であるか、最大限次の上限を目安に確認することとする。
 - イ 教員（日本語指導歴 1 年以上の者。） 25 単位時間
 - ロ 教員（日本語指導歴 1 年未満の者。） 20 単位時間
 - ハ 校長、副校長又は主任教員 20 単位時間
 - ニ 校長又は副校長と主任教員を兼ねる者 10 単位時間

○事務を統括する職員を置くこと。（認定基準第 8 条）

○情報公表や自己点検評価等を実施するための体制を備えること。（認定基準第 9 条）

- ✓ 点検及び評価に必要な体制を整備するに当たっては、責任者の配置や評価委員会等の内部質保証体制を整えた上で、根拠に基づいた点検及び評価を実施するルールの策定等適切な体制が整理されていることを確認することとする。

○授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制を備えること。（認定基準第 10 条）

※上記研修には、機関内外での研修に加え、機関内で初任者等を対象とした組織的・計画的なOJTなども含む。

- ✓ 「授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制」について、機関内外での研修に加え、OJTを含む年間研修計画や、キャリア形成を図るための系統的・段階的な人材育成計画があるか確認することとする。
- ✓ 各認定日本語教育機関が目的とする日本語教育の実現のため、教員はすべて設置者及び校長の指揮命令下で、それらの者との連携して組織的な教育活動に従事する必要があることから、教員と設置者との間にこれを可能とする契約が締結されることを確認することとする。

Ⅲ. 施設及び設備

○校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。（認定基準第11条）

- ✓ 校地及び校舎の位置及び環境については、同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであることを確認することとする。また、校舎は、日本語教育の適正・効果的な実施のため、授業を行う建物として社会通念上必要と考えられる構造や耐震性等を備えるものであることを確認することとする。

○校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有、かつ、負担付きでないか、以下のいずれかに相当するものであること。（認定基準第12条、告示第1条）

- ①国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
- ②校地の半分以上が自己所有で、その他の部分について設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
- ③専修学校、各種学校であること
- ④設置者が国、自治体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①～③と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること

- ✓ 校地や校舎の自己所有の例外のうち、教育機関を10年以上運営する者について、賃借等による校地や校舎を使用する場合には、過去10年以上にわたり認定日本語教育機関に相当する実施形態で教育機関を運営してきた経験を有すること、自己所有しないこと理由、賃借等により校地や校舎を継続して使用できる権利の期間、申請者の資産状況等を踏まえて総合的にその適正性を確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）

- 校舎は、教室・教員室・事務室・図書室・保健室等を設けること。ただし近隣の図書館等又は病院等との連携により支障がない場合は図書室又は保健室を置かないことができる。（認定基準第13条第1項）

- ✓ 校舎に備えるべき施設として、トイレには、在籍する生徒数に応じた数の大便器及び小便器を備えるものとし、男女均等（※）に割り振られていることが望ましいとの観点から確認することとする。
※利用に差し支えのない場合には共用のものを含む。

- 校舎面積は、115㎡以上かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上。各校舎間は概ね800m以内、かつ、3カ所以内。（認定基準第13条第2項・第3項）

- 校舎は、自己所有かつ負担付きでないか、それに相当するもの（校地と同様）であること。（認定基準第13条第4項、告示第2条）

- 教室は、必要な数・環境を備え、机・椅子・黒板等を備え、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上。（認定基準第14条）

- ✓ 教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のない教室（地下に設けられた建築基準法（昭和25年法律第201号）第29条に規定する技術的基準に適合する学校の教室その他これと同等の構造及び設備を有する地下の教室を除く。）ではないことについて確認することとする。ただし、地下の教室であっても、からぼりなどにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法における地階の教室としての技術的基準を満たしている場合には認められることとする。
- ✓ 教室に必要な机、椅子、黒板等の設備については、授業に当たり安定的かつ専用で使用できれば、必ずしも自己所有でないものも認めることとして確認することとする。なお、認定基準に例示されている設備について、黒板をホワイトボードで代替するなど、必ずしも例示された通りの設備を求めるのではなく、機能として十分な設備が備わっているかどうかを確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）

- 必要な種類及び数の視聴覚機器、図書等を備えること。ただし、図書館等と連携して図書の利用に支障がない場合は図書を備えないことができる。（認定基準第15条）
- 以下の要件を満たし、企業や地方公共団体等の他者と連携して授業を行う場合、当該授業を校舎以外の場所で恒常的に履修させることができる。（認定基準第25条第4項、告示第4条第2項）
 - ①校舎以外の場所が教室の要件を満たすこと
 - ②連携する他者と設置者との間で教育課程、点検評価及び情報公表等での連携、事故対応等、施設・設備等に関する協定を締結していること
 - ③教員が遠隔地から授業を行う場合、遠隔授業の要件を満たすとともに、校舎以外の場所に指導補助者を配置し、かつ、必要な視聴覚機器等の設備を備えること

- ✓ 企業や地方公共団体等の他者と連携して、校舎以外の場所で授業を恒常的に行う場合、教室の要件とは、単に面積や机や椅子等の設備があることに留まらず、騒音がないことなど、授業の実施に適した場所であることを確認することとする。
- ✓ 企業や地方公共団体等の他者と連携して、校舎以外の場所で授業を恒常的に行う場合に、当該他者と設置者との間で締結する協定については、連携協定、請負契約等、両者間での取り決めをした文書であれば形式は問わないものとして確認することとする。

IV. 日本語教育課程

○「就労」の課程又は「生活」の課程は、「就労」、「生活」に必要な日本語能力を習得することを目的とすること。（認定基準第16条第1項）

「留学」の課程を置かない場合はB1以上の課程を1つ以上置くこと。（認定基準第16条第2項）

○「就労」・「生活」の課程の修業期間は、目標に照らし適切に定める。（認定基準第17条）

○修業期間の始期・終期は校長が定める。（認定基準第18条第1項）

○「就労」の課程・「生活」の課程の授業時数は、B1の課程においては350時間以上、A2の課程においては200時間以上、A1の課程においては100時間以上。（認定基準第20条第5項）※単位時間ではない

○各課程の目的及び目標に応じ、生徒の日本語能力に応じて適切な授業科目を体系的に開設すること。（認定基準第22条第1項）

※各課程の目標にかかわらず、個別の生徒のレベルに応じ、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本語能力の習得に向けた指導をすることができる。
※授業科目の内容の策定に当たっては、「V. 学習上及び生活上の支援体制」で求められる事業主等や地方公共団体等との連携の中で、学習ニーズを踏まえた内容を設定することが考えられる。

○各授業科目は、担当能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること。（認定基準第22条第2項）

○課程全体の中で「聞く」・「読む」・「話す（会話）」・「話す（発表）」・「書く」のすべてを盛り込むこと。（認定基準第22条第3項）

○上記授業時数以上の日本語教育に加え、日本語教育課程における学習（授業時間外に必要な学習を含む。）に支障のない範囲内で専門教育等の科目を開設可能（認定基準第22条第4項）

※上記専門教育等は登録日本語教員以外が担当可能であり、同時に授業を行う生徒数なども柔軟な対応が可能。
また、例えば、「就労」の課程と併せて生徒の業務内容に関する教育を専門教育等として実施することも考えられる。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）

○「就労」の課程又は「生活」の課程の授業科目又はその一部を体系的に履修する課程を編成でき、生徒は、当該課程において、修業期間の一部のみ、また、5つの言語活動の一部のみ履修することができる。（認定基準第23条）

○修了の要件は、個々の生徒の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること。

（認定基準第28条第2項・第3項）

✓ 授業科目に関する基準、修了要件に関する基準への適合性の確認は、「教育課程編成のための指針」に基づき行うこととする。

○収容定員数は、以下に定める要件を満たして適切に定めること。（認定基準第24条第1項～第4項）

- 新規の機関は当初100人以下、以降隔年ごとに1.5倍まで増加可（実員が定員の8割以上いることが要件）。
- 現行の法務省告示機関は現有の、また、一定の確認を経た大学については実績を踏まえた収容定員数を認める。

○原則、機関が設置する「就労」の課程全体又は「生活」の課程全体の収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。（認定基準第24条第5項）

※例えば、1年の「就労」の課程（収容定員50人）と2年の「就労」の課程（収容定員50人）を置く場合、実員としては、1年の課程に70人、2年の課程に30人でも合計は100人のため問題ない。ただし、入学の時点で各生徒がどの課程に入るか確定させる必要がある。また、ある課程の実員が収容定員を上回ったことにより当該課程のクラス数が増加する場合等にはその分の教室等の施設や設備が必要となることに留意が必要。

○同時に授業を行う生徒数は20人以下。ただし、生徒の日本語能力、教室の広さ等の施設・設備の環境に照らして、教育に支障がない講義形式により行う授業はこの限りでない。（認定基準第24条第6項）

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）

- 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。（認定基準第25条第1項）
- 対面に相当する効果がある同時双方向の遠隔授業を総授業時数の3 / 4まで実施可。（認定基準第25条第2項・第3項、告示第4条第1項）
- 入学者の募集に当たり、情報の提供を適切な方法により正確・確実に行うこと。（認定基準第26条）

※機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。（通知等で明示化）
※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。

V. 学習上及び生活上の支援体制

- 学習に困難を抱える生徒の支援のために母語支援等の必要な体制を整備すること。（認定基準第29条）

※機関内での体制を整備した上で、地域の関係機関との連携や、ICTを活用した母語支援等も活用可能。

- 生徒の出席状況を的確に把握し、指導する体制を整備すること。（認定基準第30条）
- 災害等で教育を継続することが困難な事態に備え、転学支援の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置を講じていること。（認定基準第31条）
- 生徒の生活上の支援のため、情報提供や他機関との連携を行うための体制を有すること。（認定基準第32条第2項）

※上記には、行政等の適切な相談窓口へつなぐことやキャリア支援等を含む。

- ✓ 生活上の支援のための体制については、必ずしも認定機関内部で必要な情報の準備や困難を抱える生徒への支援を実施する必要があるものではなく、行政機関や外部の団体等と連携し、それらの関係機関が作成した情報の提供や、生徒の抱える困難に応じてそれらの関係機関のうち適切なものの窓口を紹介する等の支援を行うための担当部局の設置や責任者の配置等の体制を整備しているか確認することとする。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）

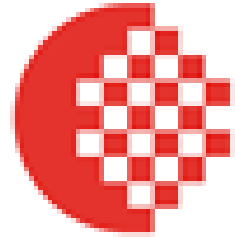
- 「就労」の課程を置く機関は、外国人を雇用する事業主等と連携して教育課程を編成する等の相当の実績に基づいて、それらの者と連携体制をつくること。

✓ 「就労」の課程を置く機関について、外国人を雇用する事業主等との連携の実績については、教育課程の編成のみならず、事業主等から依頼を受けて教員を派遣した実績や、日本語教育と一体的に連携して実施した外国人への就労支援の実績などの実績を有するかについて確認することとする。

- 「生活」の課程を置く機関は、地方公共団体等と連携して教育課程を編成する等の相当の実績に基づいて、それらの者と連携体制をつくること。

✓ 「生活」の課程を置く機関について、地方公共団体等との連携の実績については、教育課程の編成のみならず、地方公共団体等から依頼を受けて教員を派遣した実績や、外国人住民へ日本語教育を含めた生活支援を連携して実施した実績などの実績を有するかについて確認することとする。

※上記連携体制として、機関の主任教員等が、産業界のニーズや地域の生活者の学習ニーズを踏まえて教育課程を設定するコーディネーターとしての役割を果たすこと等が考えられる。



文化庁